

雲南市告示第244号

公募型プロポーザル方式に係る手続きの公告  
次のとおり公募型プロポーザルに付すこととする。

令和8年5月11日

雲南市長 石 飛 厚 志

### 第3次雲南市総合計画推進支援業務提案書提出説明書

#### 1 業務の概要

##### (1) 業務名

第3次雲南市総合計画推進支援業務

##### (2) 業務の目的

第3次雲南市総合計画の推進にあたっては、職員が自ら地域の状況を把握し、多様化・複雑化する社会変化を見据え必要な施策を柔軟に展開していく必要がある。本業務では各施策の推進において、「変わらず、変える」の基本理念のもとデータ等による客観的根拠に基づいた地域の現状把握や分析を行い、職員自らが変わらず大切にしていけるべきこと、新たに見直し変えていくことを判断し、今後の必要な施策を展開するモデル事例の構築を通じて、職員の人材育成を促すとともに、総合計画の推進を庁内に浸透・定着させていくことを目的とする。

##### (3) 業務の内容

第3次雲南市総合計画推進支援業務委託仕様書による。

##### (4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

##### (5) 業務実施上の条件

本説明書及び雲南市第3次総合計画推進支援業務委託仕様書による。

##### (6) 提案価格の上限額

令和8年度の業務に関して2,530,000円（消費税及び地方消費税含む）以内で提案すること。

##### (7) 選定方法

受注候補者の選定は、雲南市プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きに関する実施要領に基づき、雲南市職員等で構成する選定委員会において、業務実績等による客観評価、技術提案書に基づくプレゼンテーションによる評価、参考見積書の価格評価を実施する。

## 2 提案書の提出に必要とされる条件（参加資格）

次の事項を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 雲南市物品の売買、借入れ及び庁舎管理等業務の委託等に係る入札参加資格審査要綱（平成22年雲南市訓令第3号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 雲南市から指名停止処分を受けていないこと。

## 3 参加表明書の提出について

### (1) 参加表明書

【様式第1号】による。

### (2) 提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時15分まで。

### (3) 提出先

〒699-1392 雲南市木次町里方521-1

TEL：0854-40-1011

雲南市政策企画部政策推進課

### (4) 提出方法

持参又は郵送とする。

ただし、郵送で提出した場合は、提出期限までに到着したものに限り。

## 4 提案書の提出者を選定するための基準

提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定する。

提案書提出者を選定したときは、提案書提出者選定通知書【様式第2号】により通知する。なお、提案書提出選定者は、契約締結後公表するものとします。

項目	基準
経営規模	経営規模は妥当であるか
業務執行に係る技術力	業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか
地域精通度	業務対象エリアの情報を熟知しているか

## 5 提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 提案書の作成方法

- ①提案書の用紙サイズはA4版で統一すること。ただし、図表や補足資料などでやむを得ずA4以上のものを使用する場合は、この限りでない。

- ②ページ番号を各ページの下部中央に印字すること。
- ③目次、提案書、参考見積の順に編綴すること。
- ④企画提案プレゼンテーションを予定しているので、15分程度で説明できるよう全体を構成すること。

(2) 提案書の内容に関する留意事項

仕様書を参照の上、次の事項について記載した提案書とすること。

項目	内容
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施体制（人員配置の基本的な考え方、配置予定者等）について記載すること。</li> <li>・実施体制図を添付すること。</li> </ul>
業務の実施方針 （全体的事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施方針（仕様書に掲げる「委託業務の概要」等を踏まえて）を記載すること。</li> </ul>
業務の実施方針 （職務内容別事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施方針（仕様書に掲げる職務内容別）を記載すること。</li> <li>ア）施策の現状把握・分析及び政策立案モデルの提案</li> <li>イ）市民えすこ会議の活用</li> <li>ウ）その他</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本説明書、仕様書等に示される業務内容等に対する独自の企画提案があれば記載すること。</li> </ul>

(3) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出すること。ただし、その取り扱いは、積算の際の参考のみに用いるものとする。

(4) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(5) 提案書の無効

提出書類について、この書面に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

6 提案書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法

2部（正本1部、副本1部）を持参又は郵送により提出すること。

(2) 提出先

3（3）に同じ。

(3) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時15分までに提出すること。

## 7 提案者を特定するための評価基準

提案の評価項目等は、次のとおりとする。

項目	内容	標準配点
提案の的確性	・業務に対する理解度について ・業務の実施方針について ・第3次雲南市総合計画の理解度 など (提案が業務の目的と融合するものであるか)	15
提案の創造性	・独自の企画提案について など (提案が雲南市の取り組みと融合するものであるか)	20
提案の実現性	・実施体制について ・業務の実績について など (提案した内容を着実に遂行できる人材や体制があるか)	10
総合	・総合的な観点について など	5
合計		50

## 8 説明書、仕様書(案)の内容についての質問の受付及び回答

質問は、文書【様式第3号】により行うものとし、持参、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

### (1) 質問の提出先

3(3)に同じ。

電子メール：seisakusuishin@city.unnan.shimane.jp

### (2) 質問の提出期限

令和8年5月25日(月) 5時15分までに提出すること。

### (3) 質問に対する回答

随時、提案書提出選定者全てに電子メールにて回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 9 選定委員会の設置

### (1) 選定委員会設置の目的

提案書及び企画提案プレゼンテーション(ヒアリング)の評価により、最優秀提案者を特定するため。

### (2) 選定委員会の委員

委員長 政策企画部長

委員 政策企画部次長、広報広聴課長、うんなん暮らし推進課長、人事課長、  
政策推進課長

事務局 政策企画部政策推進課

(3) 企画提案プレゼンテーション（ヒアリング）

①日 時：令和8年6月8日（月）（予定）

時間の詳細は、提案者ごとに別途連絡します。

なお、提案者ごとに30分程度を予定し、時間配分は次のとおりとする。

プレゼンテーション 15分程度

ヒアリング（質疑応答） 10分程度

予備 5分程度

②場 所：雲南市役所（雲南市木次町里方521-1）2階会議室

③出席者：特段に定めないが主たる説明は当該業務の総括責任予定者とする。

④その他：プレゼンテーションの内容は、提案書により行うこととし、追加資料の配布は認めない。希望があれば、プロジェクター等は雲南市政策企画部において準備する。

10 非特定理由に関する事項

(1) 最優秀提案者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面【様式第4号】により通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式自由）により、雲南市政策企画部に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。

①受付場所：3(3)に同じ。

②受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日は除く）。

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

最優秀提案者として決定した者に対し、提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合、予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

(2) 契約の締結に関する規則等

雲南市財務規則、雲南市契約規則に基づき執行する。

## 1.2 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案書提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書は、雲南市情報公開条例に基づき公開する場合を除き、提案者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止等の措置を行うことがある。

## 1.3 問い合わせ先

〒699-1392 雲南市木次町里方521-1

雲南市政策企画部政策推進課

TEL: 0854-40-1011

(土曜日、日曜日及び休日は除く午前8時30分から午後5時15分までの間)

Mail: [seisakuishin@city.unnan.shimane.jp](mailto:seisakuishin@city.unnan.shimane.jp)